

ユーロ圏の1～3月期GDPは0.1%増
景気後退回避も低成長に、独は横ばい

加盟国が気候変動関連法案を採択
国境炭素税導入規則など施行へ

EUのデジタルサービス法
19サービスが適用対象に

東欧5カ国、ウクライナ産農産物の禁輸解除で合意

利用規約・免責事項

弊社との契約でご指定になった住所の事業所及びEメールアドレス以外に本誌を配布・転送することを固く禁止いたします
本誌のご利用によって生じたトラブル・損失・損害に関し、当社は一切の責任を負いません

FBC Business Consulting GmbH August-Schanz-Str.8, 60433, Frankfurt/M. (Germany)

Tel : 069-5480950, Fax : 069-54809525, E-mail : fbc@fbc.de, WEB : <https://fbc.de/>

Rechtsform : GmbH Sitz : Frankfurt am Main HRB 44664 Geschäftsführer: Susumu Fujita

EU情報

ユーロ圏の1～3月期GDPは0.1%増、景気後退回避も低成長に.....	3
加盟国が気候変動関連法案を採択、国境炭素税導入規則など施行へ.....	4
EUが医薬品規制を改正、新薬特許期間を短縮へ.....	5
デジタルサービス法、19サービスが適用対象に.....	6
EUの財政ルール改正案、欧州委が詳細発表.....	7
天然ガス共同購入プラットフォームの運用開始、76社が登録済み.....	7
欧州委が特許管理一元化に向けた法案発表、欧州単一特許制度を補完.....	8
ユーロ圏建設業生産高、2カ月連続プラス.....	9
STマイクロと米社の半導体工場建設、欧州委が仏の公的補助承認.....	10
ユーロ圏景況感、4月は3カ月ぶりの改善.....	10

西欧

北海の風力発電容量を50年までに10倍へ、欧州9カ国が合意.....	11
仏トタル、カナダのオイルサンド事業から撤退.....	11
ボッシュが米でも半導体生産、現地企業を買収.....	12
伊でチャットGPTの利用再開、当局が改善策受け入れ.....	12
伊ユニクレディト、AT1債を早期償還.....	12
スウェーデン中銀、0.5%ポイント利上げ.....	13
レンゴー、独に新工場建設.....	13
ドイツ銀行、英投資銀ヌミスを買収.....	13

東欧・ロシア・その他

東欧5カ国がウクライナ産農産物の禁輸解除で合意、小麦などは一時的に輸入規制.....	14
マイクロソフト、ポーランドにクラウドリージョンを設置.....	14
ハンガリー中銀が7会合連続で金利据え置き、利下げに向けた動きも.....	15
トルコ中銀が2会合連続で据え置き、低金利を維持し復興を支援.....	15

欧州為替・株価指標

2023年4月17日～28日.....	16
---------------------	----

FBCでは、読者の皆様と共に誌面作りに取り組みたいと考えております
お気づきの点やご意見・ご感想など、ぜひお気軽にお寄せください

FBC Customer support
+49-(0)69-5480950 info@fbc.de

EU情報

ユーロ圏の1～3月期GDPは0.1%増 景気後退回避も低成長に、独は横ばい

EU統計局ユーロスタットが4月28日に発表した2023年1～3月期のユーロ圏20カ国の域内総生産(GDP、速報値)は、実質ベースで前期比0.1%増だった。前期の0.1%減(1月にユーロ圏入りしたクロアチアを除く19カ国ベース)から改善したものの、成長率は市場予測の0.2%を下回った。ドイツが横ばいにとどまったことが響いた。

(表参照)

成長率はこれまでに同期のGDP統計がまとまったEU12カ国のデータに基づいて算出された。ユーロ圏の前年同期比の成長率は1.3%で、前期の1.8%から鈍化。EU全体では前期比が0.3%で、前期のマイナス0.1%から復調したが、前年同期比では前期の1.7%を下回る

1.3%となった。

国別の前期比の成長率は、ポルトガルの1.6%が最高。最低はアイルランドのマイナス2.7%だった。主要国はドイツがゼロ%となり、前期のマイナス0.5%から改善された。設備投資と輸出の拡大に支えられた。しかし、個人消費と政府最終消費支出が減り、市場予測の0.2%増に対してゼロ成長にとどまった。一方、フランスは0.2%増、イタリアとスペインも0.5%で、いずれも前期から改善した。

ユーロ圏経済については、当初はエネルギー高の影響などで1～3月期にマイナス成長に落ち込むとの見方があった。暖冬の影響でエネルギー価格の高騰が抑えられたほか、中国のゼロコロナ政策が

終了し、同国への輸出が増えたことなどで、小幅ながらプラス成長を記録した。

ただ、インフレ率は依然として高水準にあり、食品価格の高騰、欧州中央銀行(ECB)による金融引き締めも景気を圧迫している。こうした状況は当面続く見通しで、23年は4～6期以降も低成長となるのは避けられないと目されている。

ECBは記録的な物価高に対応するため、2022年7月から23年3月にかけて6会合連続で政策金利を引き上げた。1～3月期が低成長となったため、今後は難しい判断を迫られるが、アナリストらはインフレ対策を優先し、5月4日に開く次回の定例政策理事会で追加利上げを実施するとの見方で一致。上げ幅に関しては、前回と同じ0.5ポイントとするか、0.25ポイントに抑えるか、見解が分かれている。

EU・ユーロ圏の1～3月成長率(%)

EU統計局4月28日発表

	前期比				前年同期比			
	2022年			2023年	2022年			2023年
	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
ユーロ圏	0.9	0.4	-0.1	0.1	4.4	2.5	1.8	1.3
EU27カ国	0.7	0.4	-0.1	0.3	4.4	2.6	1.7	1.3
ベルギー	0.5	0.3	0.1	0.4	4.1	2.1	1.5	1.3
チェコ	0.3	-0.3	-0.4	:	3.5	1.5	0.3	:
ドイツ	-0.1	0.5	-0.5	0.0	1.7	1.4	0.8	-0.1
アイルランド	2.3	2.8	0.3	-2.7	12.3	11.3	13.1	2.6
スペイン	2.5	0.4	0.4	0.5	7.7	4.8	2.9	3.8
フランス	0.5	0.1	0.0	0.2	4.2	1.0	0.4	0.8
イタリア	1.1	0.4	-0.1	0.5	5.1	2.5	1.4	1.8
ラトビア	-0.2	-1.2	1.2	0.5	3.3	0.8	1.2	0.3
リトアニア	-0.7	0.7	-0.5	:	2.2	1.4	-0.4	:
オーストリア	2.1	0.1	0.0	-0.3	6.5	2.2	3.0	1.8
ポルトガル	0.2	0.3	0.3	1.6	7.4	4.8	3.2	2.5
スウェーデン	0.3	0.4	-0.4	0.2	3.9	2.7	-0.2	0.3

:データなし

<EUR10935>

加盟国が気候変動関連法案を採択 国境炭素税導入規則など施行へ

EU加盟国は4月25日、ルクセンブルクで開かれた閣僚理事会で、EU排出量取引制度（EU-ETS）の改正案や、気候変動対策が不十分な国からの輸入品に事実上の関税をかける「炭素国境調整措置（CBAM）」の導入に関する規則案を含む気候変動関連法案を採択した。いずれも2022年12月に欧州議会と閣僚理事会の間で政治合意に達した後、欧州議会が4月18日の本会議で可決しており、各法案は近くEU官報に掲載後、施行される。

EUは50年までに欧州が世界に先駆けて気候中立を実現することを目指した包括的な成長戦略「欧

州グリーンディール」を推進するため、中間点の30年までに域内の温室効果ガス排出量を1990年比で少なくとも55%削減する目標を掲げている。欧州委員会は21年7月、この中間目標を達成するための政策パッケージ「Fit for 55」の一環として、EU-ETS改正のための指令案やCBAMの導入に関する規則案を発表。適用範囲や数値目標などをめぐり、欧州議会と閣僚理で協議が続いていた。

EU-ETSの改正案は、対象セクターの拡大や排出上限の削減ペースの引き上げ、無償排出枠の段階的削減などを柱とする内容。現行

指令では、30年までに対象セクターにおける温室効果ガス排出量をEU-ETSの運用がスタートした05年比で43%の削減を目指しているのに対し、改正案では削減目標を62%に引き上げた。排出上限に関しては、24年に二酸化炭素（CO₂）換算で9,000万トン分、26年に同2,700万トン分の排出枠を削減したうえで、毎年の削減率を現行の2.2%から24～27年は4.3%、28～30年は4.4%に引き上げる。

また、EUが気候変動対策を強化する中で、域内の企業が規制の緩い域外の第三国に生産拠点を移すといった「カーボンリーケージ」を防ぐため、鉄鋼・セメント・石油精製など特定の産業部門に設定している無償排出枠を26年から段階的

に削減し、34年までに全廃する。削減率は26年の2.5%から27年は5%、28年は10%といった具合に加速度的に拡大し、33年には86%まで引き上げたうえで、34年以降は排出枠をゼロとする。

対象セクターについては新たに海運を加え、CO₂排出量の監視・報告・認証を義務付ける「EU-MRV規則」の対象となっている総トン数5,000トンを超える大型船舶に対し、24年から段階的にEU-ETSを適用する。24年は検証済み排出量の40%、25年は同70%をEU-ETSの対象とし、26年から100%に拡大する。5,000トン以下の船舶については25年からMRV規則の対象としたうえで、26年にEU-ETSを適用するか改めて検討する。

欧州経済領域（EEA）内およびEEA発スイス・英国着の航空便に関しては、排出上限の削減率の引

き上げに加え、26年から無償排出枠を段階的に削減し、30年からオークション方式の有償割当に完全移行する。

さらに道路輸送や暖房に化石燃料を使用する住宅などの建物を対象に、既存のETSとは別に新たな排出量取引制度（ETS-2）を立ち上げる。欧州委は26年1月の創設を提案していたが、エネルギー価格高騰の影響を考慮して27年1月とし、価格高騰が続く場合はさらに1年先送りすることも可能とした。

一方、CBAMは国境炭素税とも呼ばれ、EU域内の事業者が対象となる製品を域外から輸入する際、域内で生産した場合にEU排出量取引制度に基づいて課される炭素価格に相当する支払いを義務付ける内容。域内の企業が温暖化対策のための重いコストを負担することで、規制の緩い域外の企業との

競争で不利な立場に立たされる状況を阻止するとともに、EU企業が厳しい規制から逃れるため域外に拠点を移すカーボンリーケージを防ぐ狙いがある。

欧州委案では鉄鋼、アルミニウム、セメント、肥料、電力が対象となっていたが、欧州議会と閣僚理による政治合意で水素がこれに加わった。欧州委は今後、有機化学品やポリマーなども対象に含めるか検討する。

CBAMの対象品目を輸入する事業者は、10月からの移行期間に輸入相手国や前年分の輸入量を当局に申告し、製造過程におけるCO₂排出量を報告する必要がある。26年以降に本格導入された後、34年までの完全実施が見込まれ、事業者は排出量に応じてEU-ETSに基づく炭素価格分を支払うことになる。

閣僚理はさらに、道路輸送や建物を新たに排出量取引の対象とすることで、ガソリンをはじめとする燃料価格の上昇につながる事態を想定し、脆弱な家庭や零細企業などを支援するための「社会気候基金」を創設する法案も採択した。最大 650 億ユーロの EU 予算と加盟国からの拠出 (全体の 25%程度) を財源とし、断熱材やヒートポンプなど建物のエネルギー効率改善のための改装費用や、ゼロエミッション車や低排出ガス車の導入支援のほか、より直接的な生活支援を提供する。

**持続可能な航空燃料の
使用義務化へ、
欧州議会と閣僚理が基本合意**

一方、欧州議会と閣僚理事会は 25 日、EU 域内の空港で使用する航空燃料について、持続可能な航空燃料 (SAF) の比率を 2030 年までに 70% とすることなどを柱とする法案の内容で基本合意した。欧州議会と閣僚理の正式な承認を経て新ルールが導入される。

欧州委は 21 年 7 月、30 年までに域内の温室効果ガス排出量を 1990 年比で少なくとも 55% 削減する目標を達成するための政策パッケージ「Fit for 55」の一環として、航空燃料のグリーン化に関する法案を発表した。欧州議会は 22 年 7 月、50 年の SAF 比率を 85% に引き上げるなど、欧州委案を大幅に厳格化した修正案を可決したが、一部の加盟国と航空業界が難色を示し、閣僚理との間で合意形成に向けた交

渉が続いていた。

SAF には「eフューエル」と呼ばれる合成燃料のほか、農産物や木材、藻類、使用済み調理油などを原料とするバイオ燃料 (食料・飼料用作物やパーム油などは除く)、グリーン水素が含まれる。

合意内容によると、域内の空港に燃料を供給する事業者に対し、全体に占める SAF の割合を 25 年までの 2% から、30 年までに 6%、35 年までに 20% とし、50 年までに 70% に引き上げることを義務付ける。また、合成燃料については別途、数値目標を設定し、燃料全体に占める割合を 30 年までに 1.2%、32 年までに 2%、35 年までに 5%、50 年までに 35% に拡大するよう求める。

<EUR10936>

**EUが医薬品規制を改正
新薬特許期間を短縮へ**

欧州委員会は 4 月 26 日、EU の医薬品規制の改正案を発表した。新薬へのアクセス、価格をめぐる域内の格差を是正し、医薬品でも「EU 単一市場」を実現するのが目的。安価な後発医薬品 (ジェネリック薬) が早く域内に出回るように

するため、新薬の特許期間を短縮するのが柱となっている。

EU で現在、新薬の特許が保護される期間は 10 年間。欧州委案では、これを 8 年に短縮し、ジェネリック薬を早く投入できるようにする。新薬が EU 当局の販売承認を得てから 2 年以内に EU27 カ国で販売された場合は、保護期間の 2 年延長を認める。

今回の医薬品規制改見直しは、20 年ぶりの大規模な改正。欧州委と欧州議会、加盟国が詳細を詰める。製薬会社の間では、新薬特許期間の短縮について、イノベーション (技術革新)、新薬開発を推進する意欲をそぎ、投資の減少、拠点の域外への移転といった弊害を招くと批判する声が出ている。

<EUR10937>

自動車産業のニュースを厳選
大手から中小部品メーカーまで



欧州自動車産業ニュースを読んで
最新技術動向を把握しよう

FBC

デジタルサービス法 19サービスが適用対象に

欧州委員会は4月25日、EU域内でオンラインサービスを提供する事業者が違法コンテンツの削除や偽情報の拡散防止などを義務付ける「デジタルサービス法 (DSA)」について、最も厳しい規制を適用する19のサービスを公表した。交流サイト (SNS) のフェイスブックやツイッター、グーグル検索などが対象に含まれている。指定されたサービスを運営する巨大IT企業は、4カ月以内に規制に対応するための具体策を講じる必要がある。

デジタルサービス法は欧州委員会が2020年12月に法案を発表。欧

州議会と閣僚理事会の承認を経て22年11月に施行された。偽情報、ヘイトスピーチ、著作権侵害動画、児童ポルノといった違法コンテンツや、模造品や海賊版など違法商品の削除を義務付ける内容で、交流サイトや検索エンジン、コンテンツ共有サービスを提供するオンラインプラットフォームなどが規制の対象となる。事業者は違法コンテンツの排除とともに、違法性のあるコンテンツを第三者が通報できる仕組みを構築する必要がある。宗教や人種、性的指向、政治的信条などに基づくターゲティング

広告を禁じ、ターゲティング広告を目的とする未成年者からのデータ収集も禁止する。

さらに月間ユーザー数がEUの全人口の10%に相当する4,500万人を超えるプラットフォームは欧州委員会の監督下に置き、より厳しい規制を適用する。巨大プラットフォームの運営者は特定ユーザーが興味を持つと思われるコンテンツや商品を提示する「レコメンドシステム」のアルゴリズムを定期的にチェックし、当局の求めに応じて関連する情報を提供する必要がある。また、違法コンテンツの流通や、選挙や公衆衛生、治安などに関連した意図的な情報操作に自社のシステムが悪用されるリスクを分析し、緊急時に偽情報やプ

ロパガンダを制限するなどの措置を講じることが義務付けられる。

今回、欧州委が公表したのは、最も厳しい規制を適用する月間ユーザー数が4,500万人超のサービス。フェイスブック、ツイッター、TikTok、米アップルのApp Store、動画投稿サイトのユーチューブ、米アマゾン・ドット・コムや中国アリババの電子商取引サイトなど17サービスを「巨大オンラインプラットフォーム」、グーグル検索とマイクロソフトのBingを「巨大オンライン検索エンジン」に指定した。これらのサービスには8月25日から規制が適用され、違反した場合は世界における年間売上高の最大6%相当の制裁金が科される

可能性がある。

英政府が巨大IT企業に対する 規制強化法案

一方、英政府は25日、デジタル市場で支配的な地位にある巨大IT企業に対する規制を強化する新たな法案を発表した。英競争・市場庁の権限を拡大し、インターネット上で利用者を欺く行為などの取り締まりを強化して、消費者や企業が不利益を被った場合に違法性を判断できるようにする。消費者保護を図るとともに、デジタル市場における公正な競争を促す狙いがある。

規制の対象となるのは世界全体

の年間売上高が250億ポンド(約4兆2千億円)を超えるか、英国での売上高が10億ポンドを超えるIT大手。米グーグルやメタなどが該当するとみられる。英メディアによると、2024年の法案成立が見込まれる。

具体的には売り上げを伸ばすために虚偽の口コミを投稿するなどの行為を取り締まるほか、サブスクリプション(定額制)サービスでは利用者がわかりやすい方法で解約できる仕組みを用意したり、試用期間の終了時や継続更新についての通知を義務付ける。違反した場合は世界売上高の最大10%に相当する制裁金を科す。

<EUR10938>

EUの財政ルール改正案 欧州委が詳細発表

欧州委員会は4月26日、EUの財政ルール改正案の詳細を発表した。加盟国が主体となって柔軟に財政健全化を進めることを可能としながらも、累積債務が上限を超えた加盟国に対して、毎年一定の水準で債務を削減することを求めるのが柱となっている。

EUの財政規律を定めた安定成長協定では、各国に単年の財政赤字を国内総生産(GDP)比3%以内、累積債務をGDP比60%以内に抑えることを義務付けている。順守できなかった国には厳しい制裁が課される。

欧州委は22年11月、厳しすぎるとされる財政規律を見直し、各加盟国の財政健全化を重視しながら

も、柔軟な債務削減を可能とし、地球温暖化対策で必要となる環境投資などの障害にならないよう配慮する内容のルール改正案を発表。赤字をGDP比3%以内、累積債務を同60%以内に抑えることを求めるルールは継続するが、累積債務が上限を超えた国にGDP比0.5%に相当する債務を毎年削減することを義務付ける規定を撤廃し、各国が欧州委と協議した上で独自の債務削減計画を策定できるようにする方針を打ち出した。

同案では財政赤字を抱える国は財政健全化に取り組み、支出を毎年、適正な水準に設定することで、4年間をかけて赤字が安定的に縮小する軌道に乗るようにする。地球温暖化対策などEUが重視する分野への投資や、債務の持続的削減に向けた財政の構造改革で赤字

が拡大した場合は、同期間を7年に延長する。

この改正案は加盟国が3月に開いた財務相理事会、EU首脳会議で大枠で承認された。ただ、累積債務が上限を超えた場合の毎年の削減について、共通の指針を設けるかどうかなどは持ち越しとなり、欧州委が詳細を詰めて具体案を発表することになっていた。

欧州委がまとめた案によると、累積債務がGDP比60%を超えた国の毎年の削減幅に関しては、「ベンチマーク」としてGDP比0.5%が最低水準となる。事実上、共通の指針が設けられた形となる。対象国は毎年の財政赤字がGDP比3%を割り込むまで、同水準の削減を求められる。

同案は加盟国、欧州議会の承認が必要。年内の決着を目指す。

<EUR10939>

天然ガス共同購入プラットフォームの運用開始 EU、76社が登録済み

欧州委員会は4月25日、EU域内のエネルギー事業者などが天然ガスを共同購入するため、ガス需要を集約して供給元とマッチングするためのプラットフォーム「アグリゲートEU」の運用を開始した。冬に向けてEU全体で協調的にガスを備蓄し、加盟国間の獲得競争による価格上昇を防ぐとともに、価格交渉力を高めるのが共同購入の狙い。欧州委は夏までに最初の売買契約が結ばれるとの見方を示している。

欧州委は2022年10月、エネルギー価格高騰への対応策として、天然ガスの共同購入や、緊急時における加盟国間のガス供給の融通を柱とする緊急対策案を発表した。ガスの共同購入計画は同月のEU首脳会議で支持され、加盟国に義務付けられたガス備蓄(23年11月以降は

自国のガス貯蔵施設の備蓄上限の9割)の少なくとも15%(EU全体で135億立方メートル相当)を共同購入で賄う目標が盛り込まれた。

欧州委によると、これまでにエネルギー事業者のほか、鉄鋼や肥料などエネルギー集約型産業の76社がアグリゲートEUに登録しており、さらに5社程度が近く登録する見通し。登録済みの企業は5月2日までに予定するガス購入量を申告し、プラットフォームを運営する事業者が各社の需要を集約して入札を実施。ガス供給業者からのオファーとマッチングし、各企業はガスの購入や引き渡しに関する条件について供給業者との交渉に入る。欧州委は交渉には関与しない。

共同購入にあたり、大手ガス会社などが「セントラルバイヤー」とし

て、売買契約の交渉や締結に必要な専門知識や信用力を持たない企業の代わりに買い手となったり、「代理業者(Agent on Behalf)」としてLNGターミナルでの受け入れ枠の予約や、船から消費地までの輸送といった補完的サービスを提供する仕組みを導入する。欧州委によると、すでに11社がセントラルバイヤーまたは代理業者の業務を請け負う意向を表明している。

アグリゲートEUを通じた入札は向こう12カ月にわたり、2カ月ごとに実施される予定で、希望する企業は今後も共同購入に参加することができる。EU加盟国のほか、「エネルギーコミュニティ」を構成するウクライナなどのEU加盟候補国(トルコを除く)および潜在的加盟候補国に拠点を置く企業の参加が可能。なお、ロシア産ガスは共同購入の対象から除外される。

<EUR10940>

欧州委、特許管理一元化に向けた法案発表 欧州単一特許制度を補完

欧州委員会は4月27日、EUレベルで特許権を統一的に管理し、域内の企業が訴訟リスクを回避しながら最先端の技術を最大限に活用できるようにするための法案を発表した。とりわけ中小企業がスマートデバイスなどの開発に不可欠な特許権にアクセスしやすくすることで、EUの競争力強化と技術的主権の確保に貢献できるようにする狙いがある。欧州議会と閣僚理事会で法案について討議し、早期の新ルール導入を目指す。

EUでは6月1日付で欧州単一特許制度の本格運用がスタートする。同制度に参加するすべての国

で統一的な効力を持つ「欧州単一特許 (UP)」が導入され、単一特許と従来型の欧州特許に絡んだ訴訟を専門に扱う統一特許裁判所 (UPC) が設置される。現行制度における特許保護の断片化や手続きの煩雑さを軽減するため、EU全体にわたる特許権の保護および行使のためのワンストップショップを確立するのが単一特許制度の目的で、中小企業による知財利用の促進や、ライセンス供与における透明性の向上などが期待される。

欧州委が提示した法案は単一特許制度を補完するもので、標準必須特許 (SEP) に関する規則案が

パッケージの柱。標準必須特許は標準化機関が定める標準規格に準拠するために不可欠な特許を指す。特定の特許によって市場独占が形成されるのを防ぐため、特許権者は第三者に「公平、合理的、かつ非差別的 (FRAND)」な条件で使用を許諾することが求められるが、実際には特許権者が FRAND 条項を順守せず、市場支配的地位を利用して競争を歪めているとして、主に通信や自動車などの分野でしばしば訴訟に発展している。

欧州委は標準必須特許の使用許諾における透明性と予見可能性を高め、当事者間での交渉を促進して訴訟を減らすため、EU 知的財産庁 (EUIPO) を中心とするライセンス供与の枠組みを提案している。それ

によると、電気通信、コンピュータ、決済端末、その他スマートテクノロジー分野の特許権者は、EUIPO のデータベースに保有する必須特許を登録することが義務付けられる。EUIPO はライセンス供与のプロセスで FRAND 条項が順守されているか監視し、特許使用料の妥当性などについて専門家の意見を聞いたうえで9カ月以内に結論を出す。一方、当事者による交渉が行われている間でも、潜在的な侵害リスクがある場合は裁判所に差し止め命令を求めることができる。このほか規則案には EUIPO 内に「コンピテンスセンター」を設置し、情報共有や中小企業に対する支援の拠点として活用することなどが盛り込まれている。

欧州委はこのほか、新規感染症の発生といった危機的状況に際し、知財当局が特許権者の同意なしに特許使用を許諾する「強制実施許諾」について、加盟国ごとに異なるルールを一本化することを提案している。新型コロナウイルス感染症のパンデミックを契機として、EUでは欧州委内に公衆衛生の危機に対応してワクチンの研究開発支援や共同調達などを行う「欧州保健緊急事態準備・対応局 (HERA)」が設置されたが、強制実施許諾に関するルールを統一して法的不確実性を排除し、緊急時の即応力を強化する。

さらに、医薬品と植物保護製品の特許保護期間を延長するための

補充的保護証明書 (SPC) に関して、単一特許制度に参加するすべての国で有効な「欧州単一 SPC」を導入する。規制当局によって認可されたヒトまたは動物用医薬品と植物保護製品については、SPC を取得することで最大5年間、特許保護期間を延長することができるが、断片化された制度のため国ごとの適用にとどまり、EU 全域で保護期間を延長するには複雑で費用のかかる手続きが必要。このため欧州委は EUIPO が EU 各国の知財当局と連携して集中的に審査を実施し、1回の審査で単一 SPC を取得できる制度の導入を提案している。

<EUR10941>

ユーロ圏建設業生産高 2カ月連続プラス

EU 統計局ユーロスタットがこのほど発表したユーロ圏の2月の

建設業生産高（季節調整済み、速報値）は前年同月比で2.3%増加し、2カ月連続のプラスとなった。上げ幅は前月の0.5%から拡大した。
(表参照)

分野別では建築が2.6%増、土木が1.6%増だった。EU27カ国ベースの建設業生産高は2.1%増。主要国はドイツが1.6%、フランスが0.8%、スペインが1.1%の幅で伸びた。

建設業生産高の変動率
(前年同期比 %)

	9月	10月	11月	12月	1月	2月
ユーロ圏	0.2	0.7	1.4	-0.6	0.5	2.3
EU27カ国	0.7	1.2	1.8	-0.2	0.5	2.1
ベルギー	-1.6	-1.4	13.2	3.1	-4.6	2.1
ブルガリア	-1.4	1.7	1.3	-4.0	-0.3	-2.9
チェコ	-2.6	2.2	-0.1	-2.6	5.4	-4.3
デンマーク	4.9	4.0	3.6	4.0	-5.1	:
ドイツ	-3.0	-0.9	-2.4	-7.9	-0.5	1.6
エストニア	:	:	:	:	:	:
アイルランド	:	:	:	:	:	:
ギリシャ	:	:	:	:	:	:
スペイン	-11.3	-9.1	-7.3	-6.7	0.8	1.1
フランス	1.2	0.3	1.9	4.7	-1.5	0.8
クロアチア	3.9	4.2	5.8	8.7	3.8	:
イタリア	7.5	4.3	5.8	C	C	C
キプロス	:	:	:	:	:	:
ラトビア	:	:	:	:	:	:
リトアニア	:	:	:	:	:	:
ルクセンブルク	0.2	-2.0	0.9	17.4	-11.3	:
ハンガリー	1.4	-3.2	7.6	-3.9	-3.6	-11.8
マルタ	:	:	:	:	:	:
オランダ	4.0	6.9	5.9	6.9	3.4	4.5
オーストリア	1.5	3.4	4.8	0.3	4.0	17.0
ポーランド	0.2	3.9	4.0	3.4	-0.1	6.6
ポルトガル	0.7	1.7	1.3	1.6	5.9	2.6
ルーマニア	25.9	33.8	19.7	18.4	7.2	10.4
スロベニア	10.9	38.7	26.2	45.7	25.5	17.5
スロバキア	0.4	-0.4	-5.8	4.9	14.9	9.1
フィンランド	0.2	-2.7	-5.9	-1.4	-1.4	-3.3
スウェーデン	1.8	0.1	-0.1	-1.4	2.3	-0.7

C 未公表

: データなし

<EUR10944>

STマイクロと米社の半導体工場建設 欧州委が仏の公的補助承認

欧州委員会は4月28日、スイスの半導体大手 ST マイクロエレクトロニクスと同業の米グローバルファウンドリーズがフランスに共同で半導体工場を建設する計画について、フランス政府による国家補助を承認したと発表した。仏政府の措置は「欧州半導体法（案）」が規定する支援の枠組みに沿った内容で、欧州における半導体の安定供給とデジタル主権の確立に貢献すると判断した。

ST マイクロとグローバルファウンドリーズは2022年7月、世界的な半導体不足に対応するため、仏南東部クロルにある ST マイクロの既存工場の隣接地に新工場を建

設すると発表した。回路線幅 18 ナノメートルの半導体向けウェハーを年最大 62 万枚生産する能力を持ち、27年までのフル稼働を目指す。仏政府は欧州半導体法に基づいて、投資総額が約 74 億ユーロ（約 1 兆 1,114 億ユーロ）に上る同プロジェクトを資金面で支援するため、欧州委に承認申請していた。

欧州委によると、ST マイクロとグローバルファウンドリーズは仏政府から補助金（金額は未定）を受ける条件として◇半導体の供給不足が生じた場合、EU の優先順位に応じて発注を受ける◇次世代半導体技術への投資を継続する◇中小企業や第三者による研究開発を支

援し、欧州における半導体エコシステムの強化に寄与する——ことで合意した。これにより、欧州委は EU の国家補助ルールおよび欧州半導体法に基づいて仏政府の支援策を承認した。

欧州委は22年2月、EU 域内での最先端半導体の研究開発や生産を推進する戦略の柱として、欧州半導体法案を発表した。30年までに官民で430億ユーロを投じ、開発拠点や生産設備の増強を後押しするほか、有力メーカーの誘致にも力を入れ、東アジアなど域外への依存度を下げて安定供給を確保する。世界の半導体生産に占める EU のシェアを現在の約10%から30年には20%以上に引き上げるという目標を掲げている。

<EUR10942>

ユーロ圏景況感 4月は3カ月ぶりの改善

欧州委員会が4月27日に発表したユーロ圏の同月の景況感指数（ESI、標準値100）は99.3となり、前月の99.2から0.1ポイント改善した。ESIの上昇は3カ月ぶり。た

だ、長期平均の100を10カ月連続で割り込んでいる。

前月は速報値で99.3だったが、0.1ポイント下方修正された。分野別では製造業が2.1ポイント下落したが、サービス業が0.9ポイント、消費者が1.6ポイント、小売業が0.5ポイントの幅で改善した。建

設業は横ばいだった。

EU27カ国ベースのESIは横ばいの97.3。主要国はスペインが3.7ポイント、ドイツが0.8ポイント、イタリアが0.3ポイントの上昇。フランスは4.2ポイント低下と振るわなかった。

<EUR10943>

FBCのロングリスト調査は



- ① 貴社の案件に合う対象企業をヨーロッパ全土から探します
- ② 全ての企業に貴社のプレゼン資料を送付
- ③ その後メール・電話で興味の有無を1件1件確認します

新たな**ビジネスパートナー**を探します

西欧

北海の風力発電容量、50年までに10倍へ 独・英など欧州9カ国が合意

ドイツなど欧州 9 カ国の首脳は 4 月 24 日、ベルギーのオーステンデで会談し、北海の洋上風力発電能力を大幅に拡大することで合意した。炭素中立の実現に向け二酸化炭素 (CO₂) の排出削減を進めるとともに、欧州のエネルギー自給を高めるのが狙い。北海での洋上風力発電で協業する国がこれまでの 4 カ国から 2 倍以上に拡大した。

EU に加盟するドイツ、オランダ、ベルギー、デンマークの首相と欧州委員会のフォンデアライエン

委員長は昨年 5 月、北海の洋上風力発電拡大に向け協力することで合意。洋上風力発電容量を 2030 年までに計 65 ギガワット (GW) 以上、50 年までに 150GW に拡大することを取り決めた。

今回の会合にはこれら 4 カ国に加え、フランス、アイルランド、ルクセンブルクと、EU 非加盟の英国、ノルウェーの首脳が参加。30 年の容量を 120GW、50 年を同 300GW 以上とすることで合意した。北海の現在の容量は約 30GW であるこ

とから、50 年には 10 倍に拡大することになる。

ドイツ、デンマーク、オランダ、英国の 4 カ国は洋上風力発電を利用してグリーン水素を生産することも計画している。生産能力は 30 年までに約 30GW となる見通しだ。

バルト海経由でロシアとドイツを結ぶガス管「ノルドストリーム」が昨年、何者かによって破壊されたことを踏まえ、9 カ国は北海の電力インフラの安全保障対策も検討する。北大西洋条約機構 (NATO) との緊密な連携を計画している。

<EUR10945>

仏トタル、カナダのオイルサンド事業から撤退

仏エネルギー大手のトタルエナジーは 4 月 27 日、カナダのオイルサンド (石油成分を含む砂岩) 事業を同国石油大手サンコール・エナジーに売却することで合意したと発表した。売却額は最大 45 億 5,000 万ドル。9 月末までの売却手続き完了を見込む。

売却するのはアルバータ州のフォートヒルズ、サーモントのオ

イルサンド開発事業。フォートヒルズの全権益、サーモントの権益 50% を持つ現地法人トタルエナジー・EP カナダをサンコールに 41 億ドルで譲渡する。売却額には原油価格の上昇などに応じて最大 4 億 5,000 万ドルが上乗せされる。

カナダではオイルサンド事業を手がける海外企業の撤退が相次いでいる。掘削したオイルサンドから

ビチューメンを抽出する際に大量の二酸化炭素 (CO₂) が排出され、脱炭素化の流れに逆行するためだ。英 BP は 2022 年、アルバータ州で展開するオイルサンド事業を現地のセノバス・エナジーに売却した。

トタルエナジーは当初、トタルエナジー・EP カナダを分離上場する計画だったが、サンコールから妥当な価格での買収を持ち掛けられたことから、売却を決めた。

<EUR10946>

FBCのショートリスト調査は



- ① ロングリスト調査の結果、興味・関心を示した企業の担当者を割り出します
- ② 当該企業の主な取引先や競合他社などのデータも入手します
- ③ ショートリストとして提出します

このデータをもとに**即営業を開始**できます

ボッシュが米でも半導体生産 現地企業を買収

自動車部品大手の独ボッシュは4月26日、米半導体メーカーのTSIセミコンダクターを買収すると発表した。米国に同社初の半導体製造拠点を確保し、半導体生産のグローバル化を推し進めるとともに、需要が急増するSiC（炭化ケイ素）半導体の生産能力を拡大する。年内の買収手続き完了を見込んでいる。

TSIはカリフォルニア州ローズビルで、特定の機器や用途向けに必要な機能を組み合わせて設計される集積回路（IC）であるASICを主に200ミリシリコンウエハーを用いて生産している。用途は自動車、通信機器、エネルギー、ライフサイエンス産業向けと幅広い。従業員数は250人。

ボッシュはTSIを買収・統合するとともに、ローズビル工場を改修し、2026年から200ミリウエハーベースのSiC半導体を生産する。投

資額は買収費用を含めて15億ドル強。米半導体法に基づく補助金と地元カリフォルニア州の助成を受けられれば投資額を上乗せする。

ボッシュは半導体をこれまで、独南部のロイトリンゲンと東部のドレスデンで生産してきた。SiC半導体はすでにロイトリンゲン工場生産している。自動車の電動化を背景に北米でもSiC半導体の需要が大幅に増えることから、同社は今回の投資に踏み切った。

<EUR10947>

伊でチャットGPTの利用再開 当局が改善策受け入れ

イタリアのデータ保護当局は4月28日、対話型の人工知能（AI）「ChatGPT（チャットGPT）」の使用禁止を解除したと発表した。チャットGPTを運営する米新興企業オープンAIが提示した改善策を検討した結果、一連の措置により、個人データの扱いをめぐる懸念が解消されると判断した。

イタリア当局は3月末、膨大な個人データの収集・保存を正当化する法的根拠がないため関連法に違反する可能性があるとして、チャットGPTの国内での使用を一時的に禁止した。4月12日には

オープンAIに対し、4月末までに個人情報保護のための具体的な対策を講じるよう指示したと発表。当局が求める要件を満たし、個人データの扱いをめぐる懸念が払拭されれば、禁止措置を解除すると説明していた。

オープンAIはこれを受け、チャットGPTのサービスに必要な個人データの種類と収集・処理方法をホームページで公開。また、厳格な年齢確認システムを導入し、13歳未満の子どもがサービスを利用できないようにしたり、チャット履歴を削除する機能を追加するなどの改善策を講じた。

イタリア当局はオープンAIの対応について、「個人の権利を尊重し

ながら、技術の進歩を促すための取り組みを評価し、同社が欧州のデータ保護ルールを順守する努力を継続することを期待する」とコメント。改善策を受け入れて利用再開を認めただけで、今後も調査を続ける方針を示している。

チャットGPTをめぐるのは、EU加盟国のデータ保護当局で構成する欧州データ保護会議（EDPB）が4月13日、個人データの取り扱いなどに関する問題を検証し、対応を協議するため専用の作業部会を設置すると発表した。生成AIによるプライバシーや著作権侵害などの懸念について、EUの共通政策に向けた議論が本格化する可能性がある。

<EUR10948>

伊ウニクレディト AT1債を早期償還

伊大手銀行のウニクレディトは4月27日、「AT1債」と呼ばれる劣後債を早期に償還すると発表した。経営危機に陥っていたスイス金融大手クレディ・スイスのUBSによる救済買収に伴い、クレディ・スイスが発行したAT1債の元本をゼロとし、無価値化したため、AT1

債の利回りが上昇していることを受けた措置となる。

償還するのは総額12億5,000万ユーロのAT1債。満期を待たず、6月3日に償還することが欧州中央銀行（ECB）から認められ、実施する。

AT1債は2008年の世界金融危機で銀行の救済に多額の公的資金が投入された反省を踏まえ、銀行が自己資本の不足に備えて導入が進んだ。発行した銀行の財務が悪化

した場合、普通株に転換するなどして自己資本に組み入れることができる。

クレディ・スイスのAT1債が無価値となったことで、欧州の銀行が発行するAT1債への信用が低下し、利回りが上昇していることから、ウニクレディトは早期償還を決めた。

<EUR10949>

スウェーデン中銀 0.5%ポイント利上げ

スウェーデン中央銀行のリクスバンクは4月26日、政策金利を0.5ポイント引き上げ、3.5%にすると発表した。インフレ率の急上昇を受けて昨年4月から金融引き締め

を進めているが、なお記録的な物価高が続いていることから追加利上げに踏み切った。

0.5ポイントの利上げは2会合連続。政策金利は2008年10月以来の高水準に達した。一方、リクスバンクはインフレ率が鈍化傾向にあるため、金融引き締めのペースを緩

める意向を表明。6月または9月に0.25ポイント引き上げる方針を示した。これを受けて、同国通貨のスウェーデン・クローナは先安観が広がり、同日に対ユーロで約1%下落した。

<EUR10950>

レンゴー、独に新工場建設

レンゴーは4月25日、ドイツ西部のノルトライン・ヴェストファーレン州に現地子会社トライコーの新工場を建設すると発表した。供給力の充実を通して幅広い包装ニーズに迅速対応できる態勢を整えるとともに、グループのグローバルな重量物包装事業を拡充する。

トライコーはドイツ南部のバイエルン州に本社を置く企業で、重量物包装資材の設計・製造・販売、物流サービスを行っている。近年はドイツ周辺地域で需要が拡大していることから、オランダに国境を接するゴッホ市に新工場を設置

する。投資額は約1億7,000万ユーロ（約246億円）。2025年7月の完成を目指す。

<EUR10951>

ドイツ銀行 英投資銀ヌミスを買収

ドイツ銀行は4月28日、英国の投資銀行ヌミスを買収することで合意したと発表した。英国で企業向け事業を強化する狙いがある。買収が実現すると、ドイツ銀は英市場の主要な投資銀行となる。

株式公開買い付け（TOB）を通じてヌミスを買収する。1株当たりの取得価格は350ペンス。これは前日終値を72%上回る水準で、ヌミスを4億1,000万ポンドと評価したこ

とになる。すでに筆頭株主から同株を譲り受けることで合意済み。TOBの成功と監督当局の承認を経て買収手続きが第4四半期に完了すると見込んでいる。

ヌミスは企業の指名を受けて株式市場で当該企業の代理人として取引を行うコーポレートブローカー。顧客166社に戦略コンサルティングも行っている。顧客のうち64社はロンドン証券取引所の株式指標である「FTSE350」の採用銘柄だ。従業員数は約300人。ドイツ銀は同社を買収することで、企業顧客170社以上に金融・コンサルティングを提供する英投資銀セクターの主要プレーヤーとなる。

<EUR10952>

必要な情報を収集します

30年間で培った「600件以上の調査実績」

各種調査はFBCにお任せください



東欧・ロシア・その他

東欧5カ国、ウクライナ産農産物の禁輸解除で合意 小麦など4品目は一時的に輸入規制

欧州委員会は4月28日、ポーランドなど東欧5カ国との間で、ウクライナ産農産物の輸入禁止措置を解除することで基本合意したと明らかにした。ただし、小麦など4品目についてはウクライナからの輸入を一時的に制限する緊急措置を導入する。

欧州委のドムブロフスキス上級副委員長（通商担当）が同日、ツイッターにポーランド、ハンガリー、スロバキア、ブルガリアが「一方的な措置を取り下げる」と投稿した。4カ国は安価なウクライナ産農産物が国内に流入するのを阻止するため、4月中旬から独自に輸入を禁止していた。今回、ルーマニアを加えた5カ国が禁輸解除に

合意したことで、東欧経由の輸出ルートが確保されることになる。

ただし、小麦、トウモロコシ、菜種、ヒマワリの種の4品目は一時的に緊急輸入制限の対象とし、他の品目についても同様の措置を検討するという。また、ウクライナ産農産物の流入で深刻な打撃を受けている5カ国の農家への支援策として、EUが1億ユーロ（約151億円）の補償を支払うことでも合意した。

EUは2022年6月、ロシアの軍事侵攻が続くウクライナへの支援策として、同国産農産物の関税を免除した。しかし、本来は黒海経由でアフリカや中東などに輸出されるはずの農産物がポーランドなど周辺国に流入。そこから第三国への

輸送が滞り、東欧諸国で農産物価格が下落し、農家が深刻な打撃を受けている。このためポーランドとハンガリーは4月15日に、スロバキアとブルガリアも19日までに、国内農家の保護を目的として、ウクライナからの農産物の輸入を6月30日まで禁止すると発表。同時に4カ国にルーマニアを加えた東欧5カ国は欧州委に対し、早急に包括的な対応策を検討するよう求めていた。

欧州委はこれを受けて19日、ポーランドなど4カ国に対し、単一市場の原則に反するとして禁輸措置の撤回を求める一方、農家への支援策を打ち出すとともに、小麦など4品目の輸入制限を認める方針を示していた。

<EUR10953>

マイクロソフト、ポーランドにクラウドリージョンを設置

米マイクロソフトは4月26日、中東欧地域で初となるクラウドのデータハブ（クラウドリージョン）をポーランドのワルシャワに開設したと発表した。複数のサーバーを接続して処理性能を高めるハイパフォーマンス・コンピューティング（HPC）に対する需要の高まりと、同社のクラウドサービス「アジュール（Azure）」にアクセスする際の待ち時間短縮の必要性を受けたもの。投資額は10億米ドルとされる。

データハブは3カ所に分散して設置され、それぞれが独立した電源と冷却系統、およびネットワークを備えた1つ以上のデータセンターで構成される。最高水準のデータストレージ・セキュリティを確保しており、企業は欧州連合（EU）の一般データ保護規則（GDPR）に準拠しつつ、重要で価値の高いデジタル資産をポーランドに保存できるようになる。

マイクロソフトはプレスリリー

スで、クラウド技術はポーランドの経済や企業のデジタル能力を高めるだけでなく、経済的・地政学的に不確実性が高い現代において回復力を強めるうえで重要な役割を果たすとしている。同国のモラヴィエツキ首相は「国内のデジタル産業の発展のおかげで、数百人ものエンジニアや開発者が国を離れることなく、世界経済にとり重要な役割を果たせるようになる」と述べ、データハブの開設を歓迎した。

<EUR10954>

ハンガリー中銀、7会合連続で金利据え置き 利下げに向けた動きも

ハンガリー中央銀行は4月25日、政策金利を13%に据え置くことを決めた。据え置きは7会合連続で、市場の予想通り。インフレ率の上昇に歯止めがかかる中、現行の金利水準はインフレリスクを抑えるのに十分だと判断した。

政策金利の下限となる翌日物貸出金利も12.5%に据え置いた。上限となる翌日物有担保付貸出金利は4.5ポイント引き下げ、20.5%に設定した。

同国の3月のインフレ率は前月から0.2ポイント減の25.2%に縮小した。インフレ率の低下は2カ月連続。食品と燃料価格の上昇ペース

の鈍化が大きい。中銀は今後について、インフレ率はベース効果により数カ月で大きく下がり、金融引き締めによる広範なディスインフレ効果も現れると予想する。年間インフレ率は今年15～19.5%で、来年は3～5%、2025年は2.5～3.5%まで下がるとみる。

中銀は昨年10月、金融政策の対応余地を広げるため翌日物有担保付貸出金利を15.5%から25%まで引き上げて金利コリドー（上限・下限金利の差）を大幅に拡大した。今回中銀は、内外の状況の改善により「極端なシナリオのリスク」が減少したため、金利コリドーの縮小

を決めたと説明している。エコノミストはこれについて、金融市場に与える影響は小さいものの、「状況は動いており、適切な時期に利下げを行う」（JPモルガンのアナリスト）というメッセージを送っているとみる。

中銀は声明で、「金融引き締めを通じたインフレ目標の達成」というこれまでの文言を省き、次回の金融政策決定会合では「インフレリスクの改善の持続性を考慮する」との一文を新たに加えた。市場では、中銀が利下げに向けて慎重な一歩を踏み出したと受け止められている。

<EUR10955>

トルコ中銀、2会合連続で据え置き 低金利を維持し復興を支援

トルコ中央銀行は4月27日の金融政策決定会合で、主要政策金利である7日物レポ金利を8.5%に据え置いた。金利据え置きは2会合連続。震災からの復興を支援するため低金利を維持する。中銀は同国南部で発生した大地震の影響を緩和するため、2月の会合で0.5ポイントの利下げを実施していた。

同国のインフレ率は3月に

50.51%となり、2月（55.18%）から4.67ポイント低下した。比較対象となる前年同月のインフレ率が61.1%と高水準だったことによるベース効果が大きい。蘭ING銀は今後数カ月のインフレ率について、比較対象の前年同月が70～80%の高水準で推移していたことを踏まえ、強力なベース効果が続くともみている。

中銀は声明で、現在の金融政策は震災からの復興を支えるのに十分だと判断し据え置きを決めたと説明。被災地域の経済活動が予想よりも早く回復しているとし、引き続き支援的な金融環境を優先すると強調した。

また、インフレ鎮静化に向け、外貨の保有比率を減らして通貨リラへの移動を促し、通貨を下支えする「リラ化戦略（リライゼーション）」をやり通す意向を示した。

<EUR10956>

情報の少ない中東欧やロシア
CIS、トルコの経済動向を
お伝えしています



東欧経済ニュースを読んで
情報を集めよう

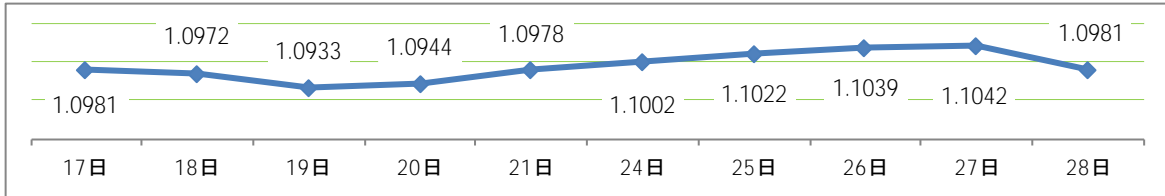


欧州為替・株価指標

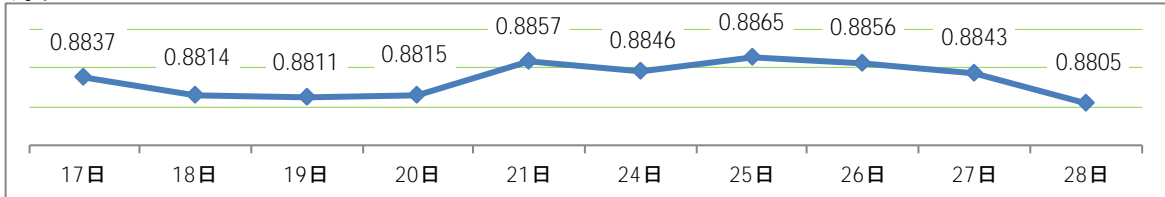
<2023年4月17日~28日>

ユーロ相場

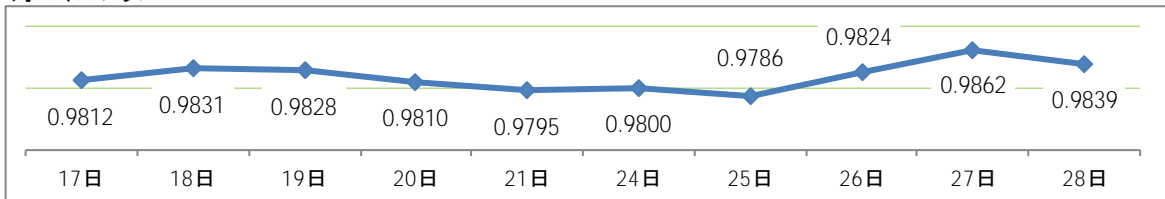
対ドル



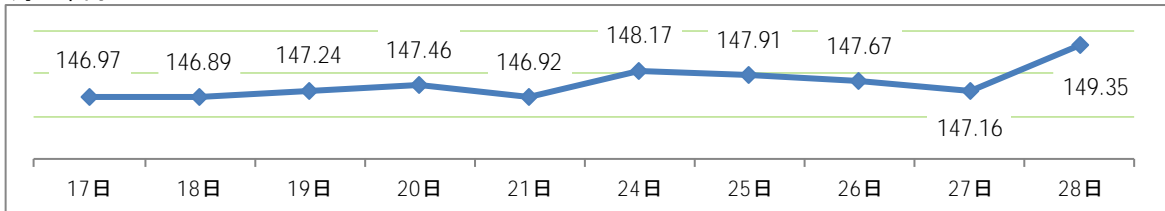
対ポンド



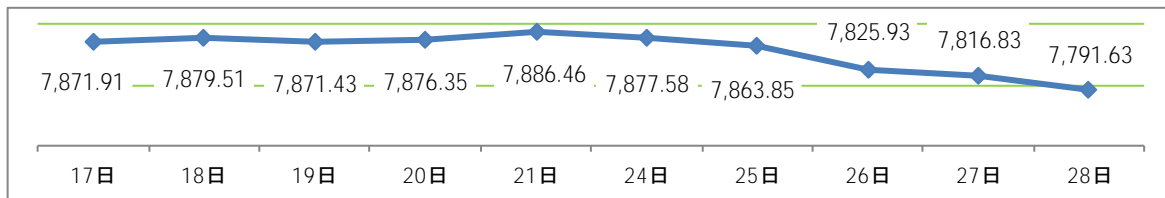
対スイスフラン



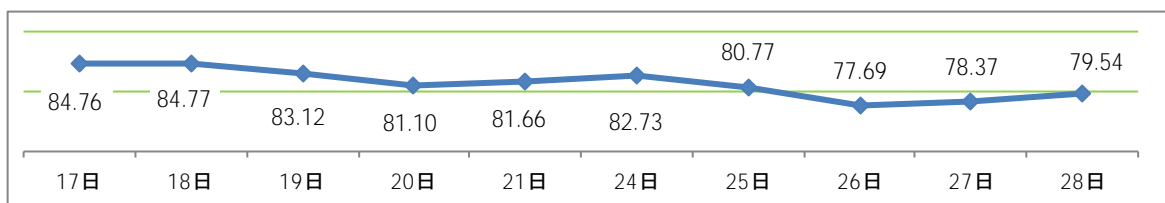
対日本円



FTSE 100 (ロンドン)



ブレント原油 (先物/1バレル当たり/単位:ドル)



出所: 欧州中央銀行、ロンドン証券取引所、ロンドン国際石油取引所